



- ◆事務担当者の方への情報提供や加入者の皆さまへ周知をお願いしたいことなど（ホームページに毎月掲載）
- ◆最新情報をメールでお知らせします。 **登録はこちらから** ⇒

1. 標準給与月額算定基礎届について

★7月中旬に「月額算定基礎届」の提出依頼を各施設・団体様あてに郵送しております

- ・年1回「標準給与月額算定基礎届」を提出していただくことにより、掛金を改訂します。
- ・新しい掛金の適用期間は、10月から翌年9月までです。（その間給与改訂があっても掛金の改訂はできません）
- ・9月の請求分までは、従来どおりの掛金にてご請求させていただきます。

★電子申請システムでの入力をお願いいたします

- 電子申請の場合
 - ①年金共済システム メニュー「給与改訂入力」から直接ご入力ください
 - ②CSVデータの取込みを希望する場合は年金共済担当までお問合せください
⇒**入力期限：令和6年8月10日（土）**
- 紙申請の場合 「標準給与月額算定基礎届」にご記入の上、郵送にてご提出ください
⇒**提出期限：令和6年8月9日（金）必着**

※提出期限を過ぎて、紙で提出された場合、手続きできない可能性があります。
その場合、8/20~8/25に電子申請システムで届出いただくか、9/20以降に電子システムで「標準給与月額算定基礎決定通知書」を確認いただき、「標準給与月額算定基礎 訂正届」によりお手続きをお願いします。9/1以降は電子システムで訂正ができず、紙提出のみの受付となります。「標準給与月額算定基礎 訂正届」の提出期限は10月10日(木)必着です。

★算出方法

- ◆令和6年5月~7月の給与平均額となります。（小数点以下切り捨て）
- ◆本俸と月により変動のない手当(扶養手当、資格手当等)を含みます。
※残業手当、宿直手当等月により変動がある手当や通勤手当は含みません。

★月額算定に関して不明な点は、横浜市社協 年金共済担当までお問合せください

2. 『事務手引（第二版）』を送付しました！

電子申請システムが稼働してから2年が経過し、従来の「事務手引」から変更した箇所が多くありました。そこで、本会年金共済事業の制度及び電子申請の方法について記載しております「事務手引（第二版）」を各施設・団体様あてに送付いたしました。ぜひご活用ください。

3. 8月の事務スケジュール

- ①【提出書類の締切日】 **施設・団体** ⇒⇒⇒⇒ **社協（共済担当）** **8/10 締切**
※10日が土日祝の場合は前営業日が締切となります。
- ②【給付金振込日（7/10×受付分）】 **8/13 予定**
【支給通知書の発行 8/13 振込分】 **8/13 頃予定**
- ③【加入者の承認通知書・掛金請求書等（8/10 締め受付分）】
社協（共済担当） **8/20 頃発行予定** ⇒⇒⇒⇒ **施設・団体**
※払込取扱票は自動振替の手続中または諸事情により遅延中の施設様のみ郵送します。
それ以外の書類はログインが困難かつ「郵送希望あり」の施設様のみとなります。